令和８年度　小金地区意見交換会のテーマについて

（団体名）　小金中町町会

（件　　名）　町会・自治会等交付金の再考について

（具体内容）

【質問①】　松戸市町会・自治会等交付金は、町会・自治会等加入世帯数と行政連絡物配布対象となる未加入世帯数を合わせた世帯数×300 円となっているが、この 300 円はいつから、どのような根拠で設定されたのか。

【質問②】　千葉県内の同等の人口都市、船橋市、市川市、柏市の町会・自治会等の交付金に該当する金額がいくらなのか把握しているのか。

近隣行政の町会支援制度から鑑み、支援制度の改定が必要ではないのか。

松戸市は長年にわたり 300 円のままではないか。私が調べたところでは、近隣市と比較し、低い交付額である。船橋市のような増額が必要でないか。特に世帯数が少ない町会の活動継続のために世帯数による積算だけではなく、基礎となる金額も必要と考える。

（回　答）

- 松戸市町会･自治会等交付金につきましては地域代表者制度が開始された平成２８年度から交付しており、前身となる市政協力委員制度における委員手数料を引き継いでおります。
- 市政協力委員制度は昭和２９年度から設けられておりましたが、手数料が３００円となった時期、理由につきましては、当時の記録が残っていないためお答えが難しい状況でございます。
- 近隣市の交付金の状況は把握しており、交付金以外の補助金や活動支援も含め注視しているところでございます。
- 長年に渡り交付金額に変更がない、他市と比較して交付金等の金額が低い、世帯の少ない町会･自治会等のため基礎となる金額が必要とのご指摘につきましては、真摯に受け止め、今後の参考とさせていただきます。
- 各自治体において、町会・自治会等へは様々な支援等を行っているため、一概に比較することは難しいですが、本市といたしましても、防犯灯リース事業や電子回覧板「自治会サポ！」等の町会・自治会等の負担軽減を図る支援をおこなっているところでございます。
- 町会・自治会等の実情に寄り添った支援に取り組んでまいりたいと存じます。

（回答課）市民自治課